

2025 年 4 月 1 日

お客様各位

株式会社KANKYOホールディングス
有料職業事業責任者
佐藤 祐一

弊社における返戻金の制度につきまして

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社では返戻金制度を設けております。以下、その制度の詳細を明示いたしますので、ご確認のほど、宜しく願い申し上げます。

1. 返戻金の内容

弊社（以下、「乙」という。）が紹介した求職者（以下、「丙」という。）が、専ら求人企業様（以下、「甲」という。）の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、紹介手数料については、次の通りとさせていただきます。

①入社日より 6 ヶ月未満の退職の場合、乙が受領した紹介手数料及びその消費税相当額の 50%を返却いたします。

②入社日より 6 ヶ月以上経過の場合、乙が一旦受領した紹介手数料及びその消費税相当額は返却いたしません。なお、当該退職が甲の支払前であっても、甲の支払義務は消滅しないものとさせていただきます。

2. 適用開始日

2021 年 4 月 1 日

以上、ご承知おきのほど、宜しく願い申し上げます。

敬具

許可番号

13 - ユ - 313034

業所の名称及び所在地

株式会社KANKYOホールディングス

東京都文京区大塚三丁目 19 番 7 号 4 階